

令和3年3月19日

過料事件の通知について

伊達市市民生活部市民協働課

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	特定非営利活動法人緑
主たる事務所の所在地	福島県伊達市保原町字八幡町20番地
通知した日	令和3年3月15日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため。